

(健Ⅱ92)

平成30年7月27日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

平川俊夫

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策等について

本年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、政府は「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」を開催し、今般、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられ、公表されました。

本緊急対策を受けて、別添のとおり厚生労働省子ども家庭局より自治体宛に通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本緊急対策は、国、自治体、関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向けた取り組みを進めるものであります。

また、児童相談所の児童虐待対応の強化を図るため、児童相談所における専門人材の確保等について協力依頼がありましたので、併せてお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
平成 30 年 7 月 20 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

### 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

本年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6 月 15 日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、別添のとおり「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が公表されたところです。

本緊急対策を受けて、自治体宛に下記通知を発出いたしましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

併せて、貴会会員に対し広く周知いただきますようお願い申し上げます。

### 記

(通知等一覧)

- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)
- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について」(平成 30 年 7 月 20 日付厚生労働省子ども家庭局長通知)
- 「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」(平成 30 年 7 月 20 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長通知)
- 「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」(平成 30 年 7 月 20 日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長通知)
- 「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」(平成 30 年 7 月 20 日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知)

## 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

平成 30 年 7 月 20 日  
児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

児童相談所への児童虐待相談対応件数は 2016 年度には 12 万件を超えており、5 年前と比べて倍増している。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われている。

今般、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、国・自治体・関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、児童虐待防止対策の強化に向け、厚生労働省をはじめ、関係府省庁が一丸となって対策に取り組むこととした。

子どもを守るため、子どもの安全確保を最優先とし、必要な場合には躊躇なく介入することや、子育て支援・家族支援の観点から、早い段階から家庭に寄り添い、支援することなどの取組を、地域の関係機関が、役割分担をしながら、確実かつ迅速に行う。これにより、暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指す。

本対策では、まずは、目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、緊急に実施すべき重点対策として、全ての子どもを守るためのルールの徹底や、子どもの安全確認を早急に行う。また、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進める。

さらに、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保など、児童虐待防止対策の強化に総合的に取り組むための道筋を示す。

なお、財政的な措置が必要なものについては、本対策の趣旨を踏まえ、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討するとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。また、目黒区の事案の検証を踏まえて必要な対策については、これらの対策に別途追加して取り組む。

## 《緊急に実施する重点対策》

※項目名の最後の括弧書きは、児童虐待防止のための総合対策における該当の項目名を表す。

### I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

(「3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底」)

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを以下のとおり見直し、全国ルールとして徹底する。
  - ① 全ケースについて、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果（虐待に起因する外傷、ネグレクト、性的虐待等の事案等であることなど）を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること
  - ② 緊急性が高い場合には、対面等により引継ぎを行うことを原則とすること（移管先及び移管元の児童相談所が共同で家庭訪問をすること、移管元の児童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議に出席すること等を含む。）
  - ③ 移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないことを原則とするとともに、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないように、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助を継続すること

### II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

(「4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化」)

- 「虐待通告受理後、原則 48 時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認するなど安全確認を実施する」という全国ルールに加え、立入調査の手順を以下のように見直し、全国ルールとして徹底する。
  - ・子どもとの面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施すること。その場合、必要に応じて警察への援助要請を行うこと。

### III 児童相談所と警察の情報共有の強化

(「4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化」)

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底する。
  - ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
  - ② 通告受理後、子どもと面会ができず、48 時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
  - ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報なお、情報共有の在り方については、引き続き各地方自治体における実態の把握・検証を行い、見直しを行う。

#### **IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除**

(「1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」)

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底する。
  - ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には、一時保護等を躊躇なく実施すること
  - ・一時保護等の措置の解除及び家庭復帰の判断に際して、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて、客観的に把握した上で、判断すること
  - ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行うとともに、進捗状況を関係機関と共有し、リスクが高まった場合には、躊躇なく再度一時保護等を行うなど、適切に対応すること

#### **V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施**

(「2 児童虐待の早期発見・早期対応」)

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報について、本年9月末までに市町村において緊急的に把握する。
- 把握した子どもについては、目視すること等によりその状況の確認を進める。確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において、速やかに共有する。国は、緊急把握の実施状況を把握し、公表する。

#### **VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定**

(「1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化」)

- 2016年度から2019年度までを期間とする「児童相談所強化プラン」を前倒しして見直すとともに、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を別紙骨子に基づき、年内に策定する。
- 新プランには、以下の事項を盛り込む。
  - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
  - ②一時保護の体制強化策
  - ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

## 《児童虐待防止のための総合対策》

上記緊急対策に加え、以下の総合的な対策を講じる。

### 1 児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化などの体制強化

#### ○児童相談所における専門性強化の取組促進

- ・平成 28 年改正児童福祉法により児童福祉司に新たに受講が義務付けられた都道府県における研修について、実施状況を検証する。
- ・児童相談所の職員の専門性向上のため、地域の関係機関、有識者等も含めたケース検討や、死亡事例検証結果等を活用したより実践的な研修について、ブロック単位で実施するなどきめ細かい手法で実施する。
- ・地域で死亡事例等検証に携わる者についても、こうした研修も活用し、必要な研修を行う。
- ・児童心理司の任用資格に公認心理師が該当することを明確化する。あわせて、配置基準を法令上に位置付けることを検討する。
- ・専門職団体等への働きかけなど、自治体における人材確保策を支援する。
- ・児童相談所の専門性確保、専門職採用の重要性について、地方自治体に対し理解を求める。

#### ○より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進

- ・児童相談所内における業務分担、地域における市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方などについて、平成 28 年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
- ・保護者指導に関する業務や一時保護中の教育など、民間委託や児童相談所OB等の知識経験を有する者の活用により効果的に行うことが期待される業務について、補助要件を明確化し、民間委託等を推進するなど、より効果的に実施する。
- ・面前DVに関する警察等からの通告に関し、児童相談所においてケースの重篤度や緊急度に応じて振り分けし、それに基づき児童相談所・市町村が役割分担して安全確認等を行うことを明確化する。

#### ○中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進

- ・中核市・特別区において、適切な人材確保、都道府県との調整等が円滑に行えるよう、財政面・制度面における国の支援策について、あらゆる機会を通じて周知し、児童相談所の設置に向けた働きかけを行う。

#### ○適切な一時保護の実施

- ・必要な一時保護に対応できるよう、一時保護所における定員設定や職員の研修等の専門性向上策について、都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき適切に計画に盛り込み、計画的に取組を進める。

- ・一時保護所の個室化の推進や、一時保護専用施設（児童養護施設等において、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を実施する専用施設をいう。）の設置促進、里親など地域における一時保護委託先の確保等により、個別性を尊重した一時保護が行われるよう、環境整備を進める。
- ・一時保護された子どもの権利擁護を図るため、職員に対する研修や子どもからの意見を酌み取る仕組みの整備、第三者評価の活用等の取組について、ガイドラインを作成する等により進める。

### ○子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化

- ・子ども家庭総合支援拠点の補助要件を見直し、設置を促進するとともに、児童相談所等に市町村を支援するための職員を配置するなどの取組を行い、市町村職員の専門性強化を進める。
- ・市町村において、効果的・効率的に、かつリスクの程度に応じて適切に相談支援ができる体制を構築するため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との効果的な連携方策や一体的に運営する際の役割分担などを整理するとともに、先行事例を盛り込んだ市町村向けの立ち上げ支援マニュアル等を年度内に作成する。

### ○子どもの権利擁護の仕組みの構築

- ・都道府県児童福祉審議会の活用などにより、子どもの声を受け止める体制や子どもの声を代弁する仕組みを構築するためのガイドラインを年度内に作成し、子どもの権利擁護を推進する。
- ・親権を行う者のいない子どもの権利擁護を図るため、未成年後見制度の適切な活用を進める。

### ○児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

- ・平成 28 年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、改正児童福祉法の施行（2017 年 4 月）後 2 年以内に、支援と介入の機能分化の在り方等の児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 2 児童虐待の早期発見・早期対応

### ○乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進

- ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等のうち虐待リスクのあるケースについて、要保護児童対策地域協議会での情報共有や、養育支援訪問事業の活用等により、支援の強化を図る。

- ・未就園で福祉サービスを利用していない子どもに、地域の目が届くよう、未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- ・就学時健診において、虐待リスクのチェックリストを活用すること等により、虐待リスクのある子どもを把握した際には、市町村の児童虐待対応の担当部署等に情報提供することについて、教育委員会へ速やかに周知する。

### ○支援を必要とする妊婦への支援の強化

- ・ハイリスクな妊婦が、産婦人科受診を含め、早期に必要な支援を受けられるよう、妊婦に寄り添った取組を進める。
- ・産科医療機関、助産所、乳児院、母子生活支援施設、婦人保護施設等におけるモデル事業（産前・産後母子支援事業）の実施により得られた成果を踏まえつつ、支援を必要とする妊婦に対し、妊娠に関する相談、出産後の生活・就労相談、住居支援、必要に応じた特別養子縁組の支援など、産前・産後を通じた支援の体制を強化する。

### ○相談窓口の設置促進等

- ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。

### ○相談窓口等の周知・啓発の推進等

- ・「日齢0日児」での死亡事案では、若年妊娠等の予期しない妊娠や、相談窓口につながっていないケースが多いことを踏まえ、予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口について、インターネット等を活用し、速やかに周知する。
- ・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、インターネットや政府広報などを通じて周知・啓発を図るとともに、接続率の向上や利便性の向上に取り組む。
- ・全国の法務局において、電話相談窓口「子どもの人権110番」や小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」をはじめとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段としても活用する。また、人権擁護委員は、地域の人権啓発活動等を通じて、同種事案を十分意識して情報収集に努める。
- ・行き過ぎた「しつけ」は虐待であり、「しつけ」を名目とした不適切な育児が行われないことが必要である。このため、体罰に依存しない育児が推進されるよう、啓発資料「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」を乳幼児健診の場や学校（幼稚園を含む。以下同じ。）、

保育所等において配布などを行う。また、児童虐待防止に関するポスターの掲示などにより、周知・啓発を進める。

#### ○在宅支援サービスの充実

- ・孤立した育児によって虐待につながることはないよう、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進するとともに、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図る。

#### ○障害のある子どもとその保護者への支援の強化

- ・虐待のリスク要因の一つとされる知的障害や発達障害等のある子ども（その疑いのある子どもを含む。）のいる家庭に早期にアプローチし、適切な支援につなげる必要がある。このため、乳幼児健診等から児童発達支援センター等での相談支援を経て、専門医療機関への早期受診や適切な障害福祉サービスの利用につながるよう、自治体の体制整備を促進する。
- ・また、保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングや巡回支援専門員の整備を行い、障害のある子どもの保護者の子育てに対する不安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

#### ○児童虐待に関する研修の充実

- ・児童虐待を発見しやすい立場にいる学校、保育所等の職員に対する児童虐待に関する研修の実施を促進する。

#### ○非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

- ・少年鑑別所において、「法務少年支援センター」として、少年や保護者などの個人からの相談に応じており、同センターにおいて、関係機関と連携し、児童虐待事案等の発見に努める。さらに、子どもの非行や問題行動等に悩む保護者に対して、心理教育プログラムの実施等により、虐待の未然防止を図るための体制強化を図る。
- ・少年院や保護観察所において、少年院在院者や保護観察対象者の被虐待経験等を的確に把握し、関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組む。

### 3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

#### ○児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

- ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法について、転居先の市町村の要保護児童対策地域協議会においても引き続き支援を行うことや、必要に応じて児童相談所も同席の上、引継ぎを行うことについて、速やかに周知徹底する。

- ・ 通告受理後、原則 48 時間以内に市町村等において、安全確認ができない場合には、速やかに児童相談所への送致等を行う。

#### ○ICTの活用による情報共有の手法の効率化

- ・ 転居に伴い居所不明となったケースの児童相談所間における情報共有について、メーリングリストを活用することにより効率化を図る。
- ・ ICTを活用した、より効果的な情報共有システムの在り方や、集約した情報から事案の緊急性をAIを活用して判断する仕組みなどについて研究を進める。

### 4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化

#### ○児童相談所と警察の連携の強化

- ・ 児童相談所が日常的に弁護士と相談できるよう、任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより、法的対応体制を強化するとともに、警察職員や警察OBの職員配置を進めることにより、児童虐待への対応力の向上を図る。
- ・ 警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、各種研修等を通じて対応力の向上に取り組む。
- ・ 児童相談所と警察が、ケース検討や訓練などの合同研修等を実施して、連携を強化する。

#### ○学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進

- ・ 要保護児童対策地域協議会に登録されている子どもについて、学校、保育所等から市町村又は児童相談所に定期的に情報提供を行うことについて、速やかに周知徹底する。
- ・ 学校における児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応や関係機関との連携・協力を進めるため、校務分掌に児童虐待対応を位置付けるなど、組織的対応が可能となる体制の整備を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等の配置を促進する。

#### ○要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進

- ・ 要保護児童対策地域協議会等における関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。

#### ○協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進

- ・ 子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接（代表者聴取）を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。

### ○医療を必要とする子どもの保護の体制強化

- ・医療を必要とする子どもがより適切な環境で生活を送ることができるよう、①退院可能な子どもに対し、速やかに適切な支援を提供するため、児童相談所と医療機関、児童養護施設等との調整機能の強化、②退院後の受け皿確保、③心身の状況により入院が長期化せざるを得ない子どもの付き添い職員の配置等の取組を進める。

### ○医療機関における児童虐待対応体制の整備

- ・小児科医をはじめとした医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化する。
- ・中核的な小児救急病院等に児童虐待専門コーディネーターを配置し、医療機関に対する研修、助言等を行い、児童虐待対応体制の整備を図る。
- ・平成 30 年度診療報酬改定において、入退院に際しての医療機関と関係機関の連携等を評価した入退院支援加算の対象に、虐待を受けている又はその疑いのある患者を追加したところである。改定の効果等を調査・検証しつつ、入退院に際しての医療機関と関係機関の連携の推進が図られるよう引き続き検討していく。

### ○生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

- ・市等福祉事務所設置自治体の行う生活困窮世帯やひとり親家庭に対する支援について、以下のとおり緊密な連携を図る。
  - ①生活保護のケースワーカーや母子・父子自立支援員、生活困窮者自立支援制度の支援員等が、虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡すること
  - ②児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合は、生活困窮者自立支援窓口連絡すること
- ・離婚等のライフイベントの変化にも適切に対応した支援が行われるよう、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭のための相談窓口のワンストップ化を進めるほか、ひとり親家庭に対し、就業による自立を基本に、子育て・生活支援、子どもの学習支援等の総合的な支援を着実に実施する。
- ・養育に支援が必要な家庭の把握に当たり、子ども食堂などの地域における活動との連携を図る。

## 5 適切な司法関与の実施

### ○家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第 28 条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進

- ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用について、速やかに児童相談所に対する周知徹底を図るとともに、活用事例を収集し、横展開することなどにより、保護者支援を進める。
- ・任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制の強化を進める。  
(再掲)
- ・このような体制強化を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第 28 条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

## 6 保護された子どもの受け皿（里親・児童養護施設等）の充実・強化

### ○都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進

- ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020 年度から 10 年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。

### ○里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進

- ・「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」に基づき、包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、早急に取り組む。
- ・児童相談所に里親養育支援のための児童福祉司を配置する。（再掲）
- ・インターネットや政府広報等を活用した里親制度に関する周知・広報に積極的に取り組む。
- ・里親に委託された子どもの保育所の優先利用により里親委託の推進を図る。

### ○児童養護施設等における家庭的養育の推進

- ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などを推進する。

## 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）骨子

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

### I 児童相談所の体制強化

#### 1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について約2千人程度の増員を図る。

※ 現行プラン（2016年度～2019年度）：550人程度の増

※ 2017年度配置実績：3,253人

##### (1) 業務量に応じた配置の見直し

- 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待対応職員の増員を図る。
- 具体的には現行の配置標準が、児童福祉司一人当たり業務量が、虐待相談が、40ケース相当となるよう設定されていることを見直し、児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、虐待相談40ケース相当となるよう設定。
- 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。

##### (2) 地域における相談体制強化のための増員

- 家庭養育を推進するため、里親養育支援のための児童福祉司を配置する。
- 市町村が行う相談支援体制を強化するため、地域ごとに児童相談所と市町村が連携体制を強化するとともに、児童相談所が専門的な観点から助言・支援を行うことができるよう、児童福祉司を配置する。

#### 2 児童心理司の増員

- 1に記載した児童福祉司の増員に応じて児童心理司を増員する。

#### 3 保健師の増員

- 保健師について、児童相談所当たり一人配置する。

※ 児童福祉法上は、「医師又は保健師」を児童相談所へ配置することとなり、医師の配置については児童虐待・DV対策等支援事業費補助金も含め支援を行う。

#### 4 弁護士配置等

- 弁護士については、児童福祉法上、「弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行う」とされており、任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制強化のため、児童虐待・DV対策等支援事業費補助金も含め支援を行う。

#### 5 一時保護所

- 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

### II 市町村の体制強化

#### 1 子ども家庭総合支援拠点の強化

- 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。

#### 2 要保護児童対策地域協議会の強化

- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

子 発 0720 第 2 号  
平成 30 年 7 月 20 日

各 

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

### 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

児童相談所への児童虐待相談対応件数は平成 28 年度には 12 万件を超えており、5 年前と比べて倍増している。また、児童虐待により年間約 80 人もの子どもの命が失われている。

「「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について」（平成 30 年 6 月 15 日付け子発 0615 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）でお示したように、本年 3 月に東京都目黒区で発生した 5 歳（当時）女兒が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案も受け、増加する児童虐待に対応するため、今後の方向性について、関係府省庁と共有し、政府一体となって児童虐待防止対策に取り組むため、6 月 15 日「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催された。

この会議において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）が取りまとめられた。

緊急総合対策では、まずは、目黒区の事案のような虐待死を防ぐため、「緊急に実施する重点対策」として、全ての子どもを守るためのルールの徹底や子どもの安全確認を早急に行うとともに、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制・専門性強化のため、「児童相談所強化プラン」を見直し、新たに市町村の体制強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を年内に策定することとしている。

さらに「児童虐待防止のための総合対策」として、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保などに取り組むこととしている。

これを受け、緊急総合対策に基づき、直ちに取り組む事項について、下記のとおり「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）の改正等を行うこととしたので、その内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市町村、関係機関、関係団体に対し周知を図られたい。

緊急総合対策のうち、財政的な措置が必要なものについては、本対策の趣旨を踏まえ、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討するとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、必要な措置を講じることとしている。また、目黒区の児童虐待事案の検証を踏まえて必要な対策については、追加して取り組むこととしている。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 1. 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底（緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」I関係）

児童相談所が児童虐待相談対応を行っている子どもが転居した場合には、転居元の児童相談所と転居先の児童相談所が当該事案を適切に引き継ぎ、適切な支援が継続して行われることが重要である。

このため、子どもが転居した場合の児童相談所間の引継ぎの取扱いについて以下のとおり見直すこととしたこと。

- ① 移管元の児童相談所が支援を行っている全てのケースをケース移管の対象とするとともに、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知）において示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」（以下「リスクアセスメントシート」という。）等による緊急性の判断の結果を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること
- ② 緊急性の高いケースの場合には、移管元の児童相談所が原則直接出向いて、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施する、移管元の児

童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議へ出席するなどの方法により、対面により引継ぎを行うこと。

- ③ 移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則とすること。また、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないように、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助方針を継続すること。

〔 別添1「児童相談所運営指針の改正について」(平成30年7月20日付)  
け子発0720第3号厚生労働省子ども家庭局長通知)別添第3章第2節  
参照 〕

## 2. 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底(緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」II関係)

通告を受けた児童虐待事案については、子どもの安全確認を確実にかつ早急に実施することが何よりも重要である。

このため、通告受理後、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより行うとされている安全確認について、当該時間内に行うことができない場合には、立入調査を実施することとしたこと。その際には、必要に応じて警察への援助要請を行うこととしたこと。

〔 別添1「児童相談所運営指針の改正について」別添第3章第3節参照 〕

## 3. 児童相談所と警察の情報共有の強化(緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」III関係)

児童虐待への対応については、児童相談所及び市町村が子どもの生命・身体を保護を責務とする警察との間で緊密な連携を図ることが重要である。

このため、児童相談所及び市町村は、警察との間で以下の情報は必ず共有することとしたこと。

- ① 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
- ② 児童相談所が通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
- ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

このほか、警察からの照会への対応、警察から通告された事案等に関する情報提供、警察職員や警察OBの児童相談所への配置や児童相談所と警察の合同研修等を通じて児童相談所と警察との連携強化を図ること。

〔別添2「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」（平成30年7月20日付け子家発0720第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）参照〕

4. 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除（緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」Ⅳ関係）

一時保護や施設入所等の措置の実施や解除に当たっては、子どもの安全確保を最優先とする必要がある。

このため、

- ① 一時保護の決定に当たっては、「リスクアセスメントシート」等を用いるなど、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うものとする
- ② 一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰を検討する際には、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容について定めた「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知）別表において示している「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」等を活用し、客観的にアセスメントした上で、解除の決定を行うこと
- ③ 一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰した後は、児童福祉司指導や継続指導を行うほか、要保護児童対策地域協議会を活用するなどにより、地域の関係機関が連携、役割分担をしながら支援を行うとともに、支援の進捗状況を関係機関と共有すること。リスクが高まった場合には、関係機関と連携の上、速やかに安全確認を行い、躊躇なく再度一時保護を行うなど、適切に対応すること

としたこと。

〔別添1「児童相談所運営指針の改正について」別添第5章参照〕

5. 乳幼児健診未受診者等の緊急把握（緊急総合対策「緊急に実施する重点対策」Ⅲ関係）

乳幼児健康診査未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関において安全確認ができていない子どもやその家庭は、特に支援を必要としている場合もあることから、そうした子どもの情報について市町村において本年9月末までに緊急的に把握し、速やかに子どもを目視すること等により安全確認を行うとともに、確認結果について、要保護児童対策地域協議会において共有することとしたこと。また、市町村における緊急把握の実施状況については、厚生労働省が12月に報告を求め、取りまと

めて公表すること。

〔別添3「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について（依頼）」（平成30年7月20日付け子家発0720第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）参照〕

6. 児童相談所における専門性強化の取組促進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」1の1つ目の○関係）

児童虐待防止対策を進めていくためには、児童虐待に対する専門機関である児童相談所の体制、専門性の更なる強化が求められている。このため、児童相談所の体制、専門性の強化に向けた取組が促進されるよう、児童相談所における職員の専門性確保の重要性、義務化された研修や民間等で実施されている全国研修、研修実施等の際に活用可能な予算制度等について整理し、周知を図ることとしたこと。

〔別添4「児童相談所等における専門性強化の取組促進について」（平成30年7月20日付け子発0720第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照〕

あわせて、専門職団体等に対して、児童相談所の専門人材の確保への協力、支援の働きかけを依頼することとしたこと。

〔別添5「児童相談所における専門人材の確保等について」（平成30年7月20日付け子発0720第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照〕

また、児童心理司の任用資格については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第6項第1号において、医師若しくはこれに準ずる者又は大学において心理学を専修する学科等を修めて卒業した者若しくはこれに準ずる資格を有する者とされているところ、児童相談所運営指針において、「公認心理師となる資格を有する者」等が該当することを明確化することとしたこと。

〔別添1「児童相談所運営指針の改正について」別添第2章第5節参照〕

7. 中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」1の3つ目の○関係）

児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「平成28年改正児童福祉法」という。）により、東京都の特別区に

においても政令による指定を受けて児童相談所を設置できることとされたところであり、児童相談所設置自治体の拡大を図るため、中核市・特別区は児童相談所設置に向けた検討を進めることを、都道府県等には市区と児童相談所設置に向けた協議を実施することを改めて依頼することとしたこと。

別添6「児童相談所設置に向けた検討及び児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について（依頼）」（平成30年7月20日付け子発0720第6号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照

8. 乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」2の1つ目の○関係）

合理的な理由なく乳幼児健康診査等を受診していない家庭は虐待発生リスクが高いことから、母子保健部署、教育委員会と連携した支援を行う必要があること、及び支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際の留意点（引継・安全確認等）について周知を図ることとしたこと。

別添7「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について」（平成30年7月20日付け子家発0720第5号、子母発0720第3号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長連名通知）参照

また、病院、児童福祉施設、学校等が要支援児童等を把握した場合の市町村への情報提供に関して、教育委員会が実施する就学時健診や学校生活全般を通じた健康観察において、要支援児童等と思われる者を把握した場合の留意点について、周知を行うこととすること。

別添8「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成30年7月20日付け子家発0720第4号、子母発0720第4号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、母子保健課長連名通知）参照

さらに、子育て世代包括支援センターを含めた市町村の母子保健部門においては、母子保健施策が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意して、乳幼児健診や妊婦健診の未受診者に対し、受診勧奨を行うことを含め、妊娠期からの切れ目ない支援を行う旨を市町村に対し周知を図ることとしたこと。

別添9「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成30年7月20日付け子母発0720第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）参照

9. 相談窓口等の設置促進、周知・啓発の推進等（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」2の3つ目及び4つ目の○関係）

子育て世代包括支援センターの設置促進や、女性健康支援センター等の妊娠等に関する相談窓口の設置や周知の在り方について、市町村に対して改めて通知することとしたこと。

〔別添9「母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について」（平成30年7月20日付け子母発0720第1号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）参照〕

また、教育・保育施設において、体罰によらない育児を推進するための啓発資材「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」等を活用し、①子どもの保護者等と接する機会を捉えた、当該保護者等に対する意識啓発、②虐待等に関する職員の理解の促進、③虐待等の未然防止及び適切な対応に向けた、関係機関との連携等の取組の検討等が行われるよう、関係市町村に対して周知を図ることとしたこと。

〔別添10「体罰によらない育児を推進するための啓発資材について」（平成30年6月28日付け事務連絡内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、厚生労働省子ども家庭局保育課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室）参照〕

10. 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」3の1つ目の○関係）

市町村が支援を行っている家庭が他の自治体に転居した場合において、自治体間の危機感の認識の差をなくすため、移管元市町村の支援方針の継続、必要に応じて児童相談所の同席の下での引継ぎ、48時間以内に安全確認できなかった場合の児童相談所へ送致等について、取扱いを明確化し、周知を図ることとしたこと。

〔別添11「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）について」（平成30年7月20日付け子発0720第7号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照〕

11. 学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」4の2つ目の○関係）

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の4の規

定に基づき、市町村又は児童相談所からの求めに応じて学校、保育所が要保護児童の欠席状況等に関して定期的に情報提供を行うことに関して、市町村又は児童相談所が情報提供を求める先に認定こども園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設）を追加することとしたこと。

別添 12「学校、保育所、認定こども園及び可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成30年7月20日付け府子本第760号、30文科初第601号、子発0720第8号内閣府子ども子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）参照

12. 家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」5の1つ目の○関係）

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）により導入された家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みについて、在宅での養育環境の改善にも資することから、活用するよう改めて周知を行うこととしたこと。

別添 13「児童福祉法第28条に基づく審判前の勧告等について」（平成30年7月20日付け子発0720第9号厚生労働省子ども家庭局長通知）参照

また、平成28年改正児童福祉法により、都道府県は、児童相談所の業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとされたところであり、日常的に弁護士に相談できるような法的対応体制の強化を進めること。

さらに、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や民法上の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）の申立て等について、事案に応じて適切な方法を選択すること。特に、親権者による不当に妨げる行為が止まず、親権者の親権を制限する必要がある場合には、事例に応じ、民法上の親権制限（親権喪失、親権停止又は管理権喪失）の審判を請求することを検討すること。

別添 14『「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について』（平成24年3月9日付け雇児総発0309第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）参照

13. 里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進（緊急総合対策「児童虐待防止のための総合対策」6の2つ目の○関係）

保育所等の優先利用に関する基本的考え方については、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号、26文科初第651号、雇児初0910第2号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）において、示しているところであるが、里親委託の推進を図るため、里親委託が行われている場合を、優先利用の対象として考えられる事項として加えることとしたこと。

別添15「「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」の一部改正について」（平成30年7月20日付け府子本第744号、30文科初第611号、子発0720第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知）参照

- 別紙1 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）のポイント
- 別紙2 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

子家発 0720 第 5 号  
子母発 0720 第 3 号  
平成 30 年 7 月 20 日

都道府県  
指定都市  
各 中核市 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿  
保健所設置市  
特別区

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
（公印省略）  
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長  
（公印省略）

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について

児童虐待防止対策の推進に当たって、平素よりご尽力を賜り感謝申し上げます。

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、本年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6 月 15 日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられたところである。

今回のような痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、事態が深刻化・重篤化する前に、孤立しがちな子育て家庭を早期に発見し、必要な支援策につなげることが重要である。

児童虐待の早期発見・早期対応については、これまで各都道府県・市区町村の

児童福祉・母子保健主管部局長あてに「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成 25 年 6 月 11 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）及び「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）により留意点をお示ししているところであるが、今回の痛ましい事件を重く受け止め、改めてこれらの通知に基づく取組の推進をお願いするとともに、下記の児童虐待の発生予防に係る取組を徹底するようお願いする。

また、都道府県においては管内市区町村及び関係機関に対して周知いただきたい。

さらに、本通知については、文部科学省と協議済みであることを申し添える。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 1 保健・福祉サービスや学校保健を受けていない家庭など虐待発生リスクが高い家庭への対応

乳幼児健康診査、予防接種などの保健・福祉サービスや、就学時の健康診断などの学校保健において、受診勧奨を行っても未受診であるなど合理的理由なく受診しない子どもの家庭（兄弟姉妹が未受診の家庭も含む）については、虐待発生リスクが高く、支援について検討が必要な家庭と考えられる。このため、市区町村の母子保健担当部署及び教育委員会においては、こうした家庭への対応に関し、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）及び「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成 25 年 6 月 11 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）に基づく、児童虐待担当部署との情報共有、連携した支援について今一度点検・確認を行い、万全の体制を構築するようお願いする。

なお、児童虐待の早期発見の観点から、乳幼児健診の機会に子どもと会えなかった家庭に対して民生児童委員が訪問して子どもを現認し、それでも子どもと会えなかった場合には、保健師等による家庭訪問を継続して、全ての子どもの安全を現認し、必要に応じて、保健相談や子育て支援サービスにつ

なく取組を実施している自治体の事例を（別添3）に添付しているので、こうした取組も参考とされたい。

## 2 転居への対応等

- 支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、次の点に留意すること
  - ・ 転居の場合、子どもの権利侵害に関する危機感が伝わらない危険があるため、必要に応じて児童相談所も同席の上で引継ぎを行うこと。さらに、必要に応じて、移管先の児童相談所間に引継ぎ状況の確認を行うこと。
  - ・ 転出元市町村の要保護児童対策地域協議会において、対象となる子どものケース管理を行っていた場合は、転出先市町村の要保護児童対策地域協議会においてもケース登録し、関係機関の連携・協力の下、必要な援助を継続すること。自治体間の危険度の認識の差をなくすため、ケース移管後、少なくとも1か月間は転出元の市町村の支援方針を継続する。1か月を経た時点で、転出先の市町村は新たな環境下での家族の状況等をアセスメントし、支援方針の継続・見直しについて検討すること。
- 通告後、48時間以内に対象となる子どもの目視確認ができず関係機関においても安全確認が行うことができないケースについては、児童福祉法第25条の7第1項第1号及び同条第2項第1号に基づく児童相談所への事案送致を行うこと。

### （別添1）

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成25年6月11日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

### （別添2）

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

### （別添3）

こどもスマイル100%プロジェクトの取組（兵庫県明石市）

雇児総発 0611 第 1 号  
雇児母発 0611 第 1 号  
平成 25 年 6 月 11 日

各

都 道 府 県  
指 定 都 市  
中 核 市  
保 健 所 設 置 市  
特 別 区

児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長  
(公印省略)

母子保健課長  
(公印省略)

#### 養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について

児童虐待防止対策の推進については、平素よりご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、本年 4 月に神奈川県横浜市において、6 歳（当時）女兒が虐待を受けて亡くなり、遺棄され、遺体が発見されるという痛ましい事件が発生したところである。

関係自治体が把握している情報などから、本児の家庭及び本児については、

- ・ 本児は就学時の健康診断未受診、また、きょうだいについては乳幼児健康診査が未受診であったこと
- ・ 本児は学齢期に至っても不就学であったこと
- ・ 住民基本台帳に登録されている自治体に居住実態がなく、本児の家庭及び本児の状況把握が困難であったこと

などの特徴が見受けられる。

これらの特徴を有する家庭は、虐待の発生リスクが高く、支援について検討が必要な家庭と考えられる。

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援については、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（別添 1、平成 24 年 11 月 30 日付雇児総発 1130 第 1 号、雇児母発 1130 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知。以下「平成 24 年 11 月 30 日付通知」という。）等により留意点等を示しているが、今回の痛ましい事件を重く受け止め、改めてこれらの通知に基づく取組の推進をお願いするとともに、下

記のとおり、児童虐待の発生予防に係る取組に徹底を期されるようお願いする。併せて、本通知について、管内市町村（特別区も含む。以下同じ。）に対する周知徹底を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 1. 乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない家庭など、虐待発生のリスクが高い家庭への対応について

乳幼児等を対象とした保健・福祉サービス（乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など）を受けていない家庭への対応については、平成 24 年 11 月 30 日付通知の 2 及び 4 において、当該家庭の把握及び情報の整理や養育支援を特に必要とする家庭に対する支援に係る留意点を具体的に示している。市町村におかれては、本通知に基づく各保健・福祉サービスの実施機関や市町村の関係部門と児童虐待担当部門との情報共有、要保護児童対策地域協議会における関係機関の情報共有・連携した支援、児童相談所との連携等に係る実施体制について今一度確認し、虐待の発生及び深刻化を予防するための体制の整備を推進されたい。

また、今般の事件の被害女兒については、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条で市町村の教育委員会に実施が義務付けられている就学時の健康診断が未受診であり、就学予定の学校関係者が保護者及び本児と接触できないまま、学齢期を迎えても不就学の状況となっていた。就学時の健康診断未受診の家庭についても、乳幼児健康診査未受診家庭と同様、合理的な理由なく受診しない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭は、虐待発生のリスクが高い家庭と考えられる。

このため、市町村の教育委員会から児童虐待担当部門に就学時の健康診断未受診の家庭に係る情報提供があった場合は、乳幼児健康診査未受診家庭と同様、平成 24 年 11 月 30 日付通知に準じて、対応に万全を期すようお願いする。

また、この他、虐待発生のリスクとして留意すべきポイントを「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第 8 次報告）の「死亡事例等を防ぐために留意すべきポイント」（別添 2）で示しているところであるが、児童虐待担当部門以外の教育委員会をはじめとした児童の情報を取り扱う部門や要保護児童対策地域協議会の構成機関に対して、改めてこれを周知するなど、虐待の発生リスクが高い家庭の把握について、各関係部門・関係機関の意識向上に努めるとともに、当該家庭を把握した場合は児童虐待担当部門と速やかに情報共有を図るよう働きかけをお願いする。

### 2. 居住実態が把握できない家庭に関する情報共有について

市町村に住民登録があるにも関わらず居住実態が把握できない家庭の確認方法については、平成 24 年 11 月 30 日付通知の 2（2）において具体的に示しているが、まず、当該家庭が存在すること自体を速やかに把握することが必要である。このため、児童虐

待担当部門以外の教育委員会をはじめとした児童の情報を取り扱う部門に対して、当該家庭の存在を把握した場合にあっては、速やかに児童虐待担当部門と情報共有を図るよう、日頃から働きかけるなどの取組に努められたい。

3. 自治体間の情報交換について

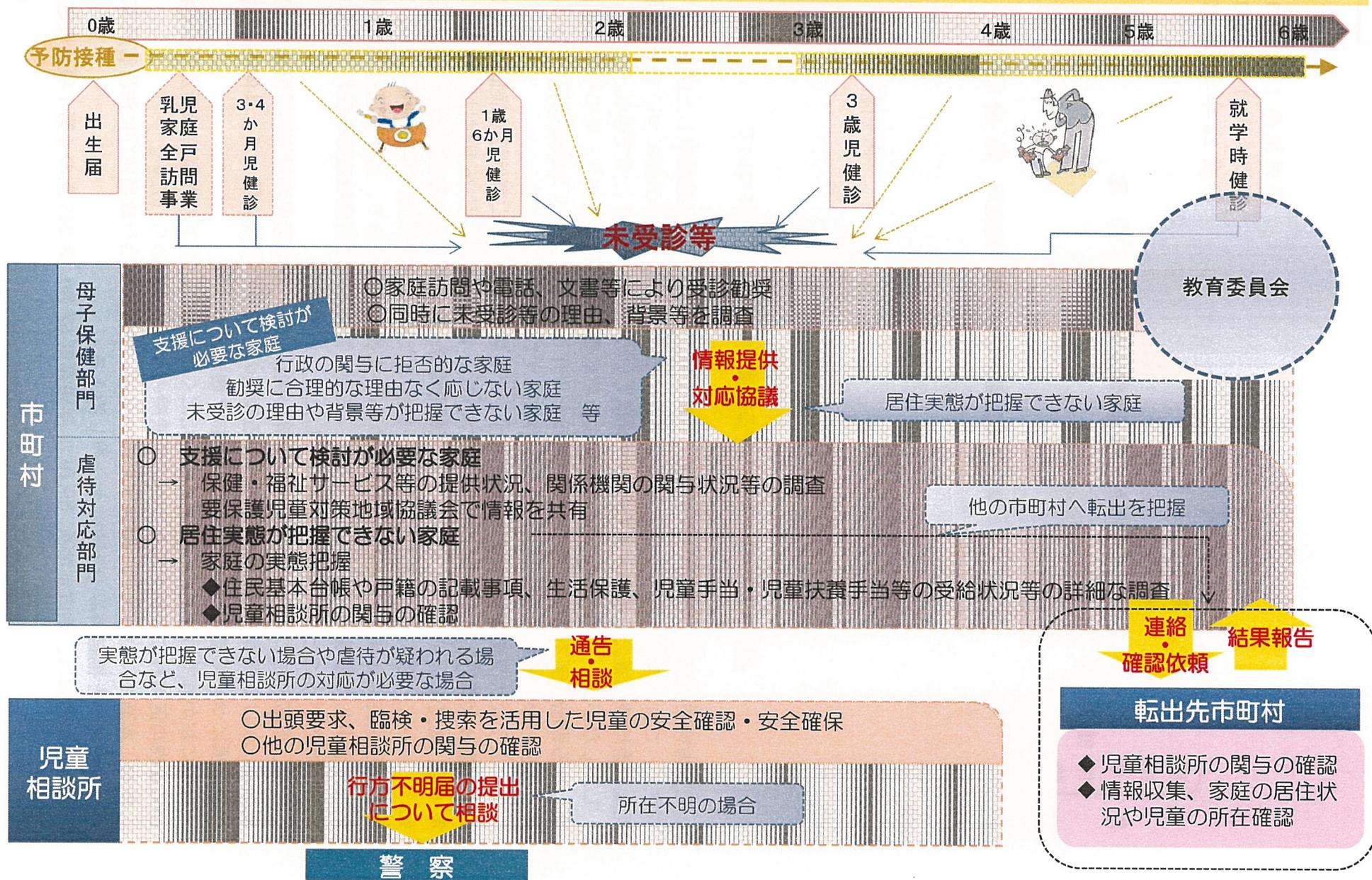
今般の事件の被害女兒は、就学時の健康診断が未受診であり、また、本児のきょうだいは乳幼児健康診査が未受診のまま他の自治体に転出していたが、これらの未受診情報が転出先自治体に伝わっていなかった。

支援中の家庭が他の市町村へ転出したことを把握した場合はもとより、支援に関して検討を要する家庭として情報収集を行っている家庭が他の市町村へ転出したことを把握した場合においても、転出先の市町村へ情報提供を行い、転出先市町村において継続的に対応していくことが必要である。転居家庭に係る自治体間の情報交換等については、平成24年11月30日付通知の2（3）、（4）、4（3）及び5において、具体的留意事項を示しているところであり、改めて留意するとともに、対応に遺漏なきようお願いする。

# 養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の流れ

(参考)

居住実態が把握できない家庭など、虐待発生リスクが高い家庭について市町村の関係部門・関係機関間で速やかな情報共有を図ることが必要



雇児総発 1130 第 1 号  
雇児母発 1130 第 1 号  
平成 24 年 11 月 30 日

各  
都 道 府 県  
指 定 都 市  
中 核 市  
保 健 所 設 置 市  
特 別 区  
児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

母子保健課長

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について

児童虐待防止対策の推進については、平素よりご尽力を頂き、感謝申し上げます。

さて、これまでも、養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援については、要保護児童対策地域協議会を活用するなどして御尽力いただいていたところである。

しかしながら、依然として児童虐待による死亡事例が発生しており、その中には虐待が疑われる段階に至る前から関係機関が情報を共有し、連携協力して支援を実施していれば、死亡に至らなかった可能性がある事例も存在していると考えられる。

このような状況を背景として、先般「『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）』を踏まえた対応について」（平成24年7月26日付け雇児総発0726第1号、雇児母発0726第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）において、虐待の発生及び深刻化を予防するため、要支援児童や特定妊婦の家庭など、養育支援を特に必要とする家庭への早期からの支援が必要であり、要保護児童対策地域協議会を活用した継続的な支援を行うこと、また、特に乳幼児健康診査等を受けていない家庭等に対応することが重要である旨を示したところである。

今般、市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関等における養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項について整理したので下記のとおり通知する。

貴職におかれてはこの内容を御了知いただくとともに、管下の児童相談所及び保健所並びに管内市区町村に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局、総務省自治行政局並びに法務省刑事局及び入国管理局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基

づく技術的助言である。

## 記

### 1 趣旨

児童虐待の発生予防のためには、要保護児童(\*)の家庭のみならず、養育支援を特に必要とする家庭（要支援児童(\*)又は特定妊婦(\*)のいる家庭をいう。以下同じ。）についても、要保護児童対策地域協議会を活用し、継続的に状況の把握・分析や支援を行う必要がある。このため、要支援児童及び特定妊婦の把握及び支援の留意点について示すものである。

特に、乳幼児健康診査等の保健・福祉サービスを受けていないことについては、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第8次報告）において、死亡事例等を防ぐためにリスクとして留意すべきポイント（以下「留意すべきポイント」という。）として示されている（P69参照）ほか、乳幼児健康診査等の未受診等の家庭への対応について提言されている。このため、乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスの未受診等の情報を基に養育支援を特に必要とする家庭を把握する方法を示すものである。

なお、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付雇児総発0727第4号、雇児母発0727第3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）により示している妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備についても引き続き推進されたい。

#### (\*) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項及び第8項）

- ・要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- ・特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

### 2 要支援児童の把握及び情報収集

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービス（乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など）は、児童の健康状態や母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会であって、児童が健やかに成長するために欠かせないものである。また、これらを受けていない家庭では、受けている家庭よりも虐待発生のリスクが高いものと考えられる。

このため、市区町村は、これらの未受診等の家庭（兄弟姉妹を含む。）の状況を把握し、勧奨により適切な受診等に結びつけるとともに、これらの保健・福祉サービスの提供を通じて、その後の支援について検討するために必要な情報を得ることが必要である。

その上で、支援に関して検討を要する家庭については、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有し、支援の必要性や支援方針を協議する必要がある。

特に、家庭訪問等による勧奨にもかかわらず、合理的な理由なくこれらを受けない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭は、虐待発生のリスクが高い家庭として位置づけ、必要に応じ、児童相談所と対応や支援について相談・情報共有を行うなど児童相談所と連携して対応する必要がある。

このため、次のことに留意して対応されたい。

(1) 乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理

ア 乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない乳幼児の家庭に対して、それらの実施機関において電話、文書、家庭訪問等により勧奨し、受診等に結びつけるよう努める。

その際、各保健・福祉サービスの実施機関は、未受診等の理由、背景等を調べ、これらの情報から、今後の支援や見守りについて検討が必要と考えられる家庭については、市区町村の児童虐待担当部門（以下「児童虐待担当」という。）に情報提供を行い、対応を協議する。

イ 支援について検討が必要な家庭としては、行政の関与に拒否的な家庭、勧奨に合理的な理由なく応じない家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勧奨に応じるものの虐待発生のリスクが高いと考えられる家庭（「留意すべきポイント」参照）などが想定される。保健・福祉サービスの実施機関において判断に迷う事例についても、児童虐待担当に情報提供を行う。

ウ 児童虐待担当においては、これらの家庭を支援につなげるため、当該児童に関する他の保健・福祉サービス等の提供状況、関係機関の関与の状況等の当該児童や家庭に関する情報を整理し、要保護児童対策地域協議会において関係機関でこれらの情報を共有する。

(2) 居住実態が把握できない家庭の確認

ア (1)の対応において居住実態が把握できない家庭については、児童虐待担当は、その所在を把握するため、児童相談所の関与について確認するとともに、住民基本台帳や戸籍の記載事項、生活保護、児童手当、児童扶養手当等の受給状況などについての関係機関への調査や、住民基本台帳、戸籍等から判明した親族、近隣住民等への調査などにより情報収集を行い、当該家庭の実態の把握に努める。

イ 市区町村は、アの情報収集を行っても実態が把握できない場合や、情報収集の結果、虐待が疑われる場合など、虐待のおそれがあり、児童相談所の対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に対応を求める。

ウ 児童相談所は、出頭要求や臨検・搜索等の活用を含め、児童の安全確認・安全確保のための対応を行うとともに、必要に応じ、他の児童相談所と連携を図るなどして所在の確認に努める。

また、情報収集や児童相談所の対応の状況から必要があると認められる場合には、児童相談所から所在不明の児童の行方不明者届を提出することについて警察に相談する。

(3) 転出の情報等を把握した場合の対応

ア (2)アの情報収集の過程で、当該家庭が他の市区町村へ転出した旨の情報を得た場合には、転出先と考えられる市区町村に連絡し、当該家庭の居住実態の確認を依頼する。

依頼を受けた市区町村の児童虐待担当では、管轄の児童相談所の関与について確認するとともに、(2)アと同様の情報収集を行い、当該家庭の居住状況や児童の所在について確認し、その結果を依頼のあった市区町村の児童虐待担当に連絡する。

転出先と考えられた市区町村で居住実態が確認できなかった場合には、引き続き、依頼元の市区町村において実態把握に努める。

イ また、市区町村は、対象家庭に外国籍の者がいる場合や、対象家庭が外国に出国した旨の情報を得た場合は、必要に応じて、児童福祉法第25条の3の規定に基づき、照会目的及び根拠法令を明らかにした上で、要保護児童対策地域協議会から東京入国管理局へ当該家庭の出入（帰）国記録等の照会に係る協力を求めることができる。具体的な手続方法については、別添「出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項」（平成24年6月法務省入国管理局）等を参照されたい。

なお、出国が確認できた場合でも、里帰り出産などのために一時的に外国に出国していると思われる場合には、帰国後の支援のため引き続き当該家庭の情報を管理する必要があることに留意する。

(4) 住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見した場合の対応

ア 市区町村は、当該市区町村の住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見した場合には、保護者に対し、転居歴、転入の届出をしていない理由などを確認した上で、転出前の市区町村に連絡し、当該児童の成育歴、保健・福祉サービス等の提供履歴の情報など当該家庭の支援に当たって必要となる情報の提供を受ける。その上で、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報共有するなどし、支援の必要性や支援の方針・内容を検討する。届出を行わないまま転出入を繰り返す家庭では、虐待発生のリスクが高いと考えられることに特に留意する必要がある。

イ なお、当該市区町村に居住実態がある場合には、住民基本台帳担当部門と連携して適切に転入の届出を行うよう勧奨し、配偶者からの暴力等により、加害者に居住場所を知られることを危惧して届出を躊躇している場合には、暴力被害者等の保護のための住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付の制限措置が講じられる可能性もあることから、住民基本台帳担当部門に相談する。

ウ また、転出前の市区町村で当該家庭に係る(3)の確認作業を行っていた場合には、転出先の市区町村からの連絡を受けてこれを終結させるとともに、転出先の市区町村への情報提供に積極的に協力する。

### 3 特定妊婦の把握及び情報収集

児童虐待を予防するためには、市区町村が中心となり、妊娠期から、出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、要保護児童対策地域協議会において特定妊婦として支援対象に位置づけ、出産後の支援の体制を整えておく必要がある。

具体的には、望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患、支援者の不在などの妊婦に関する情報が重要であり、これらの情報を妊娠の届出から得た情報、医療機関から提供された情報、妊婦から妊娠・出産や出産後の子育ての相談を受けた関係機関の情報などから把握する。

これらの妊婦について、家庭訪問等により情報収集を行った上で、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有する。

なお、医療機関との情報共有については、「児童虐待の防止等のための医療機関との

連携強化に関する留意事項について」(平成24年11月30日付け雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を参照されたい。

#### 4 養育支援を特に必要とする家庭に対する支援

上記2及び3により把握した家庭については、要保護児童対策地域協議会において養育支援の必要性や支援の内容を検討する。具体的な支援に当たっては、次のことに留意されたい。

##### (1) 要支援児童の家庭に対する支援

要支援児童の家庭への支援としては、市区町村が中心となり、保護者の子育ての負担を軽減するため、定期・不定期の来訪による相談支援等を行うほか、必要に応じ、新生児訪問、養育支援訪問事業を始め、保育所、子育て短期支援事業(ショートステイ)、一時預かり事業などの地域の子育て支援の事業を活用して支援を行う。

児童虐待担当においては、児童虐待の予防の観点から、これらの事業等を活用することを要保護児童対策地域協議会において検討されたい。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関は、要支援児童の家庭に対する支援の状況、行政サービスの提供状況等の情報について一元的、継続的に把握・記録し、要保護児童対策地域協議会における支援に活用する。

##### (2) 特定妊婦の家庭に対する支援

特定妊婦の家庭への支援としては、市区町村が中心となり、必要に応じ、妊婦訪問指導や養育支援訪問事業などにより、配偶者・パートナーやその他の家族も含め、出産後の準備、養育方法の指導等を行う。

また、出産後の支援の方針・内容、関係機関の役割分担等について出産前から関係機関で協議し、速やかに支援を開始できるように準備しておく。

さらに、必要に応じ、児童相談所と連携して乳児院への入所、里親委託、養子縁組等の社会的養護関連の制度についても妊婦等に情報提供し、関係機関と必要な対応を検討する。

##### (3) 支援中の家庭が転居した場合の対応

支援中の家庭が転居した場合には、当該家庭が引き続き支援を受けられるよう、支援をしていた市区町村は、転居先の市区町村に連絡し、支援に必要な情報を提供するなど引継ぎを行う。

転居先の市区町村では、提供を受けた情報を要保護児童対策地域協議会において関係機関で共有し、支援の必要性や支援の方針・内容を検討する。

また、転居先が不明な場合には、2(2)の対応をとる。

##### (4) 児童相談所による対応

児童相談所は、要保護児童対策地域協議会を通じて要支援ケースを把握するだけでなく、児童相談所による専門的な対応が必要と考えられる場合や、関係機関から児童相談所の対応を求められた場合などには、児童相談所として積極的に対応する。

#### 5 自治体間の情報交換・共有と守秘義務及び個人情報保護との関係

転居事例の家庭状況やこれまでの支援の経緯を把握するためには、転居前後の自治体が連携して対応することが不可欠であるが、自治体間で個別事例に関する情報交換・共有を行うことが、守秘義務や個人情報保護に関する規定に抵触する可能性があるとの懸念により、自治体間の連携に積極的でない自治体があるとの指摘もある。児童虐待の防止等のために必要かつ相当な範囲で行う自治体間の情報共有については、以下のとおり基本的に守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならないため、改めてこれに留意し、自治体間で積極的かつ適切な情報交換・共有に取り組まれない。

(1) 自治体職員の守秘義務に係る規定

自治体の職員については、地方公務員法第 34 条において守秘義務が規定されており、職務上知り得た秘密を漏らした場合には刑事罰の対象となるが、法令に基づく行為など正当な行為である場合には守秘義務違反の罪は成立しない（参考：刑法第 35 条）。

この点、児童虐待の防止等のための自治体間の連携に関しては、児童虐待防止法第 4 条第 1 項において「関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が明記されているほか、転居事例の際などに自治体間で情報交換・共有ができることを明確にするため、同法第 13 条の 3 においては、地方公共団体の機関は他の市町村の長等からの求めに応じ、児童虐待の防止等に係る児童、保護者その他の関係者に関する資料又は情報を提供できることが規定されており（参考：児童相談所運営指針第 3 章第 1 節 4 (9)）、このような児童虐待の防止等のための自治体間の情報提供は、法令に基づく行為であり、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り正当な行為に当たることから守秘義務違反とはならない。

(2) 自治体職員に関する個人情報保護に係る規定

各自治体において定められている個人情報保護条例においては、個人情報の目的外の使用及び第三者提供が禁止されているが、これらの除外規定として、法令に定めがあるとき等が定められていることが一般的である。自治体間の児童虐待の防止等に係る情報提供が、各自治体において目的外の第三者提供に当たると解される場合であっても、児童虐待防止法第 13 条の 3 に基づく行為であるため、法令に定めがあるときに該当し、このような除外規定がある場合には条例違反とはならない。